

令和5年3月17日
(外 務 省)
(財 務 省)
(経 済 産 業 省)

北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する
国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者
に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について

我が国は、令和5年2月18日に北朝鮮がICBM級の弾道ミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域内に落下させたことや、同年3月16日にICBM級の弾道ミサイルを再び発射したこと等を踏まえ、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講じた措置の内容に沿い、閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置について」(令和5年3月17日付)を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法による次の措置を実施することとした。

1. 措置の内容

資産凍結等の措置

外務省告示(令和5年3月17日告示)により資産凍結等の措置の対象者として指定された北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者(3個人)に対し、(i)及び(ii)の措置を実施する。

(i) 支払規制

外務省告示により指定された者に対する支払等を許可制とする。

(ii) 資本取引規制

外務省告示により指定された者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

2. 上記資産凍結等の措置の対象者

別添参照

連絡・問い合わせ先

外務省アジア大洋州局北東アジア第二課

財務省国際局調査課外国為替室

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-5501-8000 内線 3512

TEL 03-3581-4111 内線 2866

TEL 03-3501-1511 内線 3241

- 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者

【個人】

73. チョン・イルホ

Jon Il Ho

(a.k.a. Chon Il Ho)

役職：ミュニシヨonz・インダストリー・デパートメント副部長

所在地：北朝鮮

生年月日：1956年2月20日

国籍：北朝鮮

旅券番号：PS463120423（北朝鮮旅券）

性別：男性

住所：北朝鮮

74. キム・スギル

(別称：キム・スキル)

Kim Su Gil

(a.k.a. Kim Su-kil)

役職：コリアン・ピープルズ・アーミー・ジェネラル・ポリティカル・ビューロー元部長

生年月日：1950年

国籍：北朝鮮

性別：男性

住所：北朝鮮

75. ユ・ジン

(別称：ユ・チン)

Yu Jin

(a.k.a. Yu Chin; Yoo Jin)

役職：ミュニシヨonz・インダストリー・デパートメント元部長

生年月日：1960年

国籍：北朝鮮

性別：男性

住所：北朝鮮